

ナティクシス・インベストメント・マネージャーズ株式会社

2017年日本版スチュワードシップ・コードの遂行状況に対する自己評価

当社は、資産運用者としての機関投資家として、受託者責任を適切に遂行する観点から、以下の通りスチュワードシップ活動に取り組みました。当年の活動結果をふまえて、すべての原則について概ね適切なスチュワードシップ活動が実施できたと評価しています。以下の通り、その結果を公表します。

原則1. 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

(自己評価)

当社は、資産運用者としての機関投資家として、受託者責任を適切に遂行する観点から、議決権を行使すべきこと、当該議決権行使が、企業価値の増大の観点から最良の結果をもたらすよう行使することが重要であると理解し、議決権行使の考え方を表明しています。

http://www.im.natixis.co.jp/docs/38/39/Attached_7-3.pdf

原則2. 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

(自己評価)

当社は、当社関係外国法人である運用再委託先に運用を委託しているため、運用再委託先の利益相反に関する方針、状況を四半期毎に確認し、具体的事例を運用再委託先と確認することにより、利益相反の管理責任を果たしました。

原則3. 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。

(自己評価)

当社は、日本株式運用を当社関係外国法人である運用再委託先に委託しております。原則として再委託先の方針を尊重しつつも再委託先のスチュワードシップ・コード受け入れ状況やスチュワードシップ活動等を定期的な報告書や現地訪問により確認しました。また、四半期毎に投資先企業の関連指標などのモニタリングを実施しました。

原則 4. 機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業との認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。

(自己評価)

当社は、日本株式運用を当社関係外国法人である運用再委託先に委託しております。原則として再委託先の方針を尊重しつつも、再委託先のスチュワードシップ・コード受け入れ状況やスチュワードシップ活動を定期的な報告書や現地訪問により確認しました。

原則 5. 機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるように工夫すべきである。

(自己評価)

当社は、議決権行使の考え方（議決権行使結果の公表を含む）を表明しています。

http://www.im.natixis.co.jp/docs/38/39/Attached_7-3.pdf

原則 6. 機関投資家は、議決権の行使を含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。

(自己評価)

当社は、議決権行使結果に係る集計並びに個別開示を公表しています。

[http://www.im.natixis.co.jp/docs/112/933/PV\(JE\)201607-201706Combined.pdf](http://www.im.natixis.co.jp/docs/112/933/PV(JE)201607-201706Combined.pdf)

原則 7. 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

(自己評価)

当社は、日本株式運用を当社関係外国法人である運用再委託先に委託しております。再委託先がスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えているか、定期的な報告書や現地訪問により確認しました。